

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月30日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社常若コーポレーション
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所
【電話番号】	(03)6438-5511
【事務連絡者氏名】	弁護士 中川 紘平/同 宮下 央/同 林 雄亮
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社常若コーポレーション (東京都港区六本木六丁目10番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社常若コーポレーションをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、ローランド株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。

(注9) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

(注10) 本書の提出にかかる公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。

(注11) 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

- (注12) 本書中の記載には、米国1933年証券法 (Securities Act of 1933) 第27 A 条及び米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第21 E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年5月15日付けで提出いたしました公開買付届出書及び添付書類（平成26年6月25日付けで提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第5【対象者の状況】

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

(訂正前)

事業年度 第40期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年6月22日関東財務局長に提出

事業年度 第41期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月26日関東財務局長に提出

事業年度 第42期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月30日関東財務局長に提出

予定

(訂正後)

事業年度 第40期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年6月22日関東財務局長に提出

事業年度 第41期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月26日関東財務局長に提出

事業年度 第42期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月30日関東財務局長に提出

公開買付届出書の添付書類

対象者が平成26年6月30日に、第42期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)に係る有価証券報告書を関東財務局長へ提出したため、府令第13条第1項第12号の規定による書面を本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。